

県道亀山城跡線亀山駅前交差点における信号機撤去に関する 三重県警察本部との協議結果について（報告）

標記の件について、三重県警察本部（以下「県警」という。）が来庁し、本市が提出した要望書に対する回答文書が示された上で、市との協議が行われましたので、その概要を下記のとおり報告いたします。

記

1 協議の日時等

(1) 日時 2025年6月18日（水） 15:30～17:00

(2) 場所 亀山市役所 応接室

(3) 出席者

- ・ 県警 交通部参事官、交通部交通規制課課長補佐、亀山警察署長
- ・ 亀山市 市長、建設部長、危機管理監

2 県警の見解

県警の見解としては、次のとおりであった。なお、協議の冒頭において、交通部参事官からは、今回の決定プロセスについて、「十分反省する点もある」との発言があった。

○当該信号機は昭和48年に設置されたもので、その後の交通環境の変化により、国の指針が定める択一条件から外れているため、撤去が妥当である。

○撤去対象として選定した理由の一つは、他の検討箇所と異なり、「通学路ではなかった」ためである。

○撤去工事は、現時点では10月下旬を予定している。

3 市側の主な主張

(1) 県警の見解に対して、次のとおり、全体姿勢とプロセスの問題点について、市の断固たる姿勢と見解を表明した。

○長年の信頼と協調に基づく警察との関係において、今回の決定は「異例な決定であり、理解しがたい」と述べ、市として要望書を提出する事態

の重大性を強調した。

- 市議会からも産業建設委員会発意による意見書が警察へ提出される予定であることを伝えた。
- 地域住民から反対意見が上がっていたにもかかわらず、警察内部でその意見が共有されていない点などを挙げ、今回の意思決定プロセス全体が「ずさん」であり「丁寧さに欠ける」と厳しく指摘し、県警に対し反省を促した。

(2) 市への連絡及び調整の経緯に関して、次のとおり反論や指摘をした。

- 県警側が「市と調整してきた」と主張する点に対し、市の責任者への正式な説明が一度もなかった事実を挙げ、具体的に強く反論した。
- 県警側の説明責任の果たし方が、責任者不在のままでの担当者レベルで、かつ、「子供の使いのように、カウンターでの話」や「立ち話程度」の非公式な接触に終始している点を問題視した。
- 市の建設部担当者が、県警担当者に当該道路部分は県道管理者であることを説明した後、警察からの立会い依頼も直前の連絡であり、その後何の報告もなかった事実を指摘した。
- 市地域公共交通会議においても、会議の場で公式な説明はなく、終了後の担当者への立ち話程度の内容が、あたかも公式な記録であるかのように扱われていると指摘した。
- 市が県警との信頼関係に基づき協力した広報回覧を、県警側が「(撤去を)推察できたのではないのか」と市の責任に転嫁する主張に対し、「市の内部の調整が悪いという言い方はおかしい」と断じ、強く反論した。

(3) 県警が示した撤去理由の妥当性について、次のとおり言及した。

- 今後の駅前再整備による交通量増加、バス事業者がルート変更を検討するほどの影響、ロータリーの特殊な交通実態などが全く考慮されておらず、撤去の判断理由そのものに違和感があるとの見解を示した。
- 県警の「撤去後、必要なら再設置も可能」との見解に対して、「コストや税金の無駄であり、現実味がない」と批判した。

4 協議の結果

県警は、現時点では10月下旬に撤去する予定であるとの姿勢を崩さなかったが、これに対し市長は、今回のプロセスの瑕疵を改めて指摘した上で、「これまで欠落していた自治体や地域住民等への丁寧な説明及びその具体的な計画について、速やかに市へ報告するよう」強く求めた。これに対し、県警側は「承知した」と回答した。

規 発 第 7 9 7 号

令 和 7 年 6 月 1 8 日

亀山市長 櫻井 義之 殿

三重県警察本部長



県道亀山城跡線（旧国道1号）亀山駅前交差点における信号機撤去の撤回
に関する要望について（回答）

平素は、亀山警察署が行う警察活動に深い御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。
さて、令和7年5月14日付け亀防第1164号にて要望のあった標記の件について、
下記のとおり回答いたします。

記

1 判断及び理由

亀山駅前信号機について、交通実態を調査・分析した結果、

- ・ 設置当時と比較し、その後に道路交通環境が変化したこと等により、信号機設置の指針にある信号機の設置条件に該当しなくなっている
- ・ 一時停止の交通規制により代替えが可能である

ことから、信号機の設置及び管理をしている三重県公安委員会において撤去が妥当であるとの判断に至りました。

2 信号機の設置及び撤去の考え方

信号機の設置は、「信号機設置の指針」の制定について」（通達・令和3年3月24日付け警察庁丙規発第7号）で示された必要条件のいずれにも該当し、かつ、択一条件のいずれかに該当することを要件としておりますが、当該信号機は現時点これらの要件を満たしていません。

また、同通達では、信号機の撤去について、「交通環境の変化等により、信号機を設置している場所が信号機の設置の条件に該当しなくなったとき」は、撤去を検討するものとするとしてされているところ、この趣旨は、現場の交通実態に適合しなくなった交通規制の種類及び交通実態の調査・分析結果を踏まえ、その改廃等必要な措置を執ることにより、厳しい財政状況の中で、将来にわたって必要な交通安全施設等を整備し、適切な維持管理・更新等を行っていくことにあります。

県警察としては、こうした考え方にに基づき、当該信号機については撤去が妥当であると判断しています。

3 亀山市との連絡・調整に係る経緯

亀山警察署から貴市（政策部政策推進課、建設部建設管理課、上下水道部上下水



道課、防災安全課) に対し、令和6年6月、当該信号機の撤去に向けて道路管理者や公共交通機関の事業者等の意見集約等の調整を進めている旨伝え、現在まで交通安全対策についての協議要請や信号機工事の工法について調整を図って参りました。

特に、最終調整である関係地域住民に対する周知及び意見集約に当たっては、亀山警察署が作成した「亀山駅前交差点の見直しについて」と題する広報紙について、貴市(防災安全課)と亀山警察署との間で調整を進め、令和7年2月1日付けで回覧して住民への周知を図るなど、所要の準備を進めているとの認識でした。

しかしながら、貴職に対し、当該信号機の撤去に関する意見照会及び撤去についての連絡が伝わっていなかったと伺っておりますので、今後は同様のことが起こらないよう、連絡・調整の方法を検討して参ります。

【本件担当】

三重県警察本部交通部交通規制課施設第一係

電話 059-222-0110(内線5181)

